

令和6年度 浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、**下水道事業認可区域・農業集落排水事業実施区域以外の区域に浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。**

浄化槽設置補助金の申請条件を満たし、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、単独処理浄化槽撤去費用(上限 120,000 円)又はくみ取り便槽撤去費用(上限 90,000 円)も補助対象となり、転換に際して配管工事を伴う場合は、さらに配管設備の工事費用(上限 300,000 円)も補助対象となります。

【補助金の種類と金額】

○浄化槽設置補助金

- ・ 5人槽 332,000 円
- ・ 6～7人槽 414,000 円
- ・ 8～50人槽 548,000 円

○その他補助金

- ・ 単独処理浄化槽撤去^{※1} (上限)120,000 円
- ・ くみ取り便槽撤去^{※1} (上限)90,000 円
- ・ 配管工事^{※2} (上限)300,000 円

※1… 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事を伴う場合、その他補助金の対象となります。

ただし、申請時には合併処理浄化槽設置費用と合わせて単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去費用の明細を確認できる見積書の提出が必要となり、実績報告時には単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る工事の、「工事前」・「最終清掃」・「撤去」・「処分」の各状況が確認できる工事写真及び、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写しの提出が必要となります。詳しくは、申請・実績報告の添付書類一覧をご確認ください。

※2… 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に配管工事を伴う場合、その他補助金の対象となります。

ただし、申請時には合併処理浄化槽設置費用と合わせて配管工事費用の明細が確認できる見積書の提出が必要となり、実績報告時には転換に伴う配管工事の、「工事前」・「工事中」・「工事後」の各状況が確認できる工事写真の提出が必要となります。詳しくは、申請・実績の添付書類一覧を確認してください。

【受付期間】

令和6年4月15日(月)～令和7年1月24日(金)

先着順で受け付け、予算額に達した時点で終了します。

【申請書類配布・申請受付場所】

紀の川市役所 市民部 環境衛生課(本庁南別館1階)及び各支所・出張所
申請書類等は、ホームページからも取得できます。

【お問い合わせ】

紀の川市役所 市民部 環境衛生課(本庁南別館1階) Tel:0736-79-3950

【申請条件】

- ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、①住宅又は店舗付住宅^{※3}に浄化槽を設置し、②設置場所に住民登録を行い、③浄化槽管理講習会を受講^{※4}できる方。
- ・ 令和7年3月31日までに浄化槽の設置完了届が受理され、補助金実績報告書を必ず提出できる方。

※3… 店舗付住宅については、住宅部分の延床面積が全体面積の1/2以上の建物であること。

※4… 補助金申請を行う前でも受講可能です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は申請できません。

- 1 建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する場合。
- 2 浄化槽の整備を補助金申請年度の前年度以前に既に終えている場合。
- 3 下水道事業認可区域、集合汚水処理区域、コミュニティ・プラント実施区域及び農業集落排水事業実施区域内等に浄化槽を設置する場合。
- 4 販売又は賃貸の目的で、浄化槽付きの住宅(共同住宅を含む)を建築する場合。ただし、居住を目的として当該住宅を購入した者が申請する場合はこの限りでない。
- 5 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合。
- 6 市町村税を滞納している場合(転入者においては、前住所地での滞納者)。
- 7 市内で合併処理浄化槽の設置された住宅等に居住し、かつ、自ら居住する住宅を新築、建替え又は増改築する場合(賃貸住宅から転居する場合又は現在居住する住宅等から分家独立して住宅等を新築する場合を除く)。
- 8 故障等により浄化槽の入替えをする場合(災害に伴う場合を除く)。

【その他】

- ・ 浄化槽の埋設時には、機種及び人槽等を確認するために市の立会いが必要になりますので、事前に紀の川市役所 市民部 環境衛生課(本庁南別館1階)又は各支所・出張所までご連絡ください。

【添付書類追加点】 必ずご確認ください

◎申請

- ・ 令和5年度の納税証明書(年度指定)
- ・ 合併処理浄化槽設置費用及び単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去費用の明細を確認できる見積書^{※5}
- ・ 合併処理浄化槽設置費用及び配管工事費用の明細を確認できる見積書^{※6}

◎実績報告

- ・ 清掃業者との業務委託契約書の写し
- ・ 浄化槽管理講習会受講済証書の写し
- ・ 浄化槽法第11条に基づく法定検査の契約証明書の写し(令和2年度より追加)
- ・ 合併処理浄化槽設置費用及び単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去費用の明細を確認できる領収書の写し^{※5}
- ・ 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る工事写真^{※5}
(工事前・最終清掃・撤去・処分の各状況が確認できるもの)
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し^{※5}
- ・ 合併処理浄化槽設置費用及び配管工事費用の明細を確認できる領収書の写し^{※6}
- ・ 転換に伴う配管工事写真(工事前・工事中・工事後の各状況が確認できるもの)^{※6}

※5… 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を伴う工事の場合

※6… 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に配管工事を伴う場合